平成28年 通勤手当の非課税限度額引き上げのご案内

<はじめに>

◎平成28年の税制改正により通勤手当の非課税限度額に対して改正が行われました。交通機関又は有料 道路を利用している人に支給する通勤手当に対する最高限度額が100,000円から150,000円と変更されま した。(平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用。課税済の通勤手当については年末 調整時に精算するそうです。詳細は国税庁にお問い合わせください。)

以下に現状のMyStaffで非課税限度額を変更する手順を説明させていただきます。

<税額表の変更>

- メインメニュー→税額表→通勤非課税を押します。
 「00000002:平成26年04月改定後(改正日26年10月)通勤非課税限度額」を選択して、決定を 押します。
 区分 非課税限度額
 通勤手段
- ② 以下のように限度額を100,000円から 150,000円に変更します。
- (3) 戻るを押します。「データを保存
 しますか?」と表示されたらはいを押します。

区分	非課税限度額	通勤手段
0	150000円	入力
1	150000円	交通機関
2	0円	交通用具(2km未満)

<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「計算」の場合)>

明細書マスタの通勤費の区分が「計算」の場合は以下の手順となります。「固定」または「変動」 の場合は<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「固定」「変動」の場合>をご参照ください。

- ① 該当する従業員マスタを開き「給与」のページを見ます。
- ②右下の通勤費を押します。
- ③ 支給月欄(例では1)をクリックし、キーボードのTABキーを押します。 非課税限度額が100,000から変更された事を確認して、更新を押します。

支給月 1 月 支給月数 1 ヶ月 支給額(1ヶ月分) 120000 1ヶ月の非課税限度額	通勤費区分	交通機	畿関			•	
支給月数 1 ヶ月 支給額(1ヶ月分) 120000 1ヶ月の非課税限度額 150000	支給月	1	月				
支給額(1ヶ月分) 120000 1ヶ月の非課税限度額 150000	支給月数	1	ヶ月				
	支給額(1ヶ	月分)		120000	1ヶ月の非課税	说限度額 🚺	150000
(內非課祝額) 120000	(内非課税額)		120000			

④ データを保存して従業員マスタを終了します。

<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「固定」「変動」の場合)>

① 該当する従業員マスタを開き「給与」のページを見ます。

② 通勤上限欄の金額を150000に変更します。

個人・保	険	給与	₹	ミ払方法	家族情報/	/報酬履歴│	メモ帳
給与体系 日	I給 ▼	税表区分月	甲 🖃 年調	区分要	▼ 昇給	月 減額	欠勤〇遅早〇
締日等 3	1日締 翌 2	21日支払	▼ 残業単価	事優先 ▼	滅額単価 事優	퉣先 有	休基本 77.00
給与明細 🌡	合与明細書		賞与	明細 賞与明	月細書		
月給	日給	時給	住民6月	住民其他	通勤上限	遅早単価	欠勤単価
180000	0	3148	0		150000		0
普通残業	法定休日	一般深夜	其他残業	単価詳細			

以上です。ご不明な点ございましたらサポートセンターまでご連絡ください。